

「子どもを虐待から守る条例」第31条に基づく
年 次 報 告 書

(令和6年度版)

令和7年9月
三 重 県

目 次

1. はじめに	1
2. 児童虐待相談の状況	
(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移	2
(2) 児童虐待相談の経路	3
(3) 児童虐待相談種別	3
(4) 児童虐待相談における主な虐待者	4
(5) 被虐待児童の年齢	4
(6) 児童虐待相談後の処遇	5
(7) 被措置児童等虐待の状況	6
(8) 一時保護、立入調査等の実施状況	7
3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況	
(1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系	8
(2) 未然防止	9
(3) 早期発見及び早期対応	10
(4) 保護及び支援	13
(5) 子どもを虐待から守るための体制整備	15
参考	
○子どもを虐待から守る条例	19

1. はじめに

三重県では、平成 16 年 3 月に議員提案により「子どもを虐待から守る条例」（以下、「条例」という。）が制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で子どもを虐待から守るための取組のあり方などを定めています。令和 2 年 3 月には、児童虐待の防止等に関する法律等の一部改正等に鑑み、子どもを権利の主体として尊重すること等を基本的な考え方に規定するとともに、保護者による子どもへの体罰禁止を規定する等の条例改正を行いました。

令和 5 年 5 月に児童相談所が関与していた児童の死亡事例が発生し、第三者による検証委員会からの提言で課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成（研修）」の視点から、再発防止に向け、児童虐待対応の取組の強化を図るため、外部専門家による有識者検討会議の意見を踏まえた改正検討を行い、令和 7 年 7 月に改正条例が公布・施行されました。

条例の主な改正内容は、体制づくりの強化として、子どもの権利擁護を推進するため、子どもが安全に安心して意見表明できるよう必要な体制を整備すること、虐待の未然防止の取組を推進するため、妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者への支援を推進すること、関係機関との連携強化として、通告後の対面による子どもの安全確認の徹底、市町及び警察等の関係機関と一層の連携を強化すること、人材育成の推進として、児童相談所職員等の専門的な知識及び資質の向上を図るため、体系的かつ計画的に研修を行うことなどを新たに規定したところです。

本報告書は、条例第 31 条の規定に基づき、令和 6 年度における児童虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、県議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものです。

令和 6 年度は、令和 2 年 3 月に策定した「三重県社会的養育推進計画」の全面的な見直しを行い、「全ての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す」ことを基本理念に掲げ、妊娠・出産期の予防的支援から自立するまで切れ目なく隙間のない支援を提供することを目的とした「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」を策定しました。

また、児童相談所職員に対し、子どもの命と最善の利益を守る専門職員として一人ひとりに主体的な成長や行動を促すとともに、職員の意欲や能力を引き出し、発揮させることで、児童相談所の組織力向上につなげ、三重県の児童相談体制の強化をめざすことを目的とした「三重県児童相談所職員人材育成計画」を令和 7 年 2 月に策定しました。

今後は、条例及び計画等に基づき、子どもの最善の利益を図る取組を進めるとともに、引き続き、市町、警察、学校、医療機関等の関係機関との連携を一層強化し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるべく、取り組んでいきます。

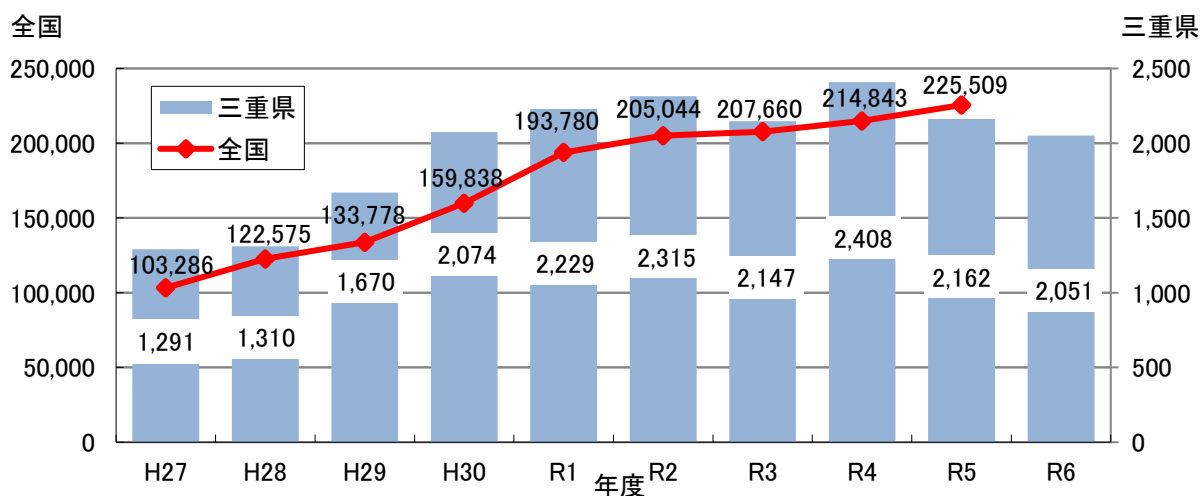
2. 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,051件（速報値：前年度比111件減）と、令和5年度に引き続き、2年連続で減少しましたが、依然として2,000件を超える水準でした。

（単位：件、％）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	—
対前年度増加率	16.1	18.7	9.1	19.5	21.2	5.8	1.3	3.5	5.0	—
三重県	1,291	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315	2,147	2,408	2,162	2,051
対前年度増加率	16.1	1.5	27.5	24.2	7.5	3.9	-7.3	12.2	-10.2	-5.1



児童相談所別 児童虐待相談対応件数（以下、2（8）まで速報値）（単位：件、％）

児童相談所 年度	北勢	鈴鹿	中央	南勢 志摩	伊賀	紀州	計
令和6年度	522	414	556	281	213	65	2,051
構成比	25.5	20.2	27.1	13.7	10.4	3.2	100
令和5年度	654	340	502	293	285	88	2,162
構成比	30.2	15.7	23.2	13.6	13.2	4.1	100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(2) 児童虐待相談の経路

児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関（618件）、②警察等（558件）、③近隣・知人（194件）となっています。警察等や市町の機関などからの相談件数が減少する中、保健所・医療機関、近隣・知人のほか、特に家族からの相談件数は増加しました。

（単位：件、％）

経路 年度	家族		親 戚	近 隣・ 知人	児 童 本 人	県 の 機 関	市 町 の 機 関	保 健 所	医 療 機 関	児 童 福 祉 施 設 等	警 察 等	学 校 等	そ の 他	計
	虐待者	虐待者以外												
令和6年度	74	126	24	194	38	108	618	66	45	558	172	28		2,051
構成比	3.6	6.1	1.2	9.5	1.9	5.3	30.1	3.2	2.2	27.2	8.4	1.4		100
令和5年度	49	92	35	188	37	120	691	49	43	632	193	33		2,162
構成比	2.3	4.3	1.6	8.7	1.7	5.6	32.0	2.3	2.0	29.2	8.9	1.5		100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(3) 児童虐待相談種別

児童虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が969件（前年度比51件減）と最も多く、そのうち、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力を目撃する事例（面前DV）の通告が約半数を占め、520件（同25件増）でした。

その他、「身体的虐待」は694件（同24件減）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は356件（同20件減）、「性的虐待」は32件（同16件減）といずれも減少しました。

（単位：件、％）

種別 年度	心理的虐待	身体的虐待	保護の 怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	計
令和6年度	969	694	356	32	2,051
構成比	47.2	33.8	17.4	1.6	100
令和5年度	1,020	718	376	48	2,162
構成比	47.2	33.2	17.4	2.2	100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

※ 「児童虐待の防止等に関する法律」において、虐待の種別は4つに定義されており、それぞれの行為の例示は以下のとおりです。

・心理的虐待

子どもの自尊心を傷つける言動、子どもの前で配偶者に対して暴力をふるったり、暴言を吐く行為、子どものきょうだいに対する虐待 等

・身体的虐待

子どもを殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる 等

・保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

適切な食事を与えない、衣服をひどく不潔なままにする、病気の子どもの病院に連れて行かない 等

・性的虐待

子どもに性的行為をする又はさせる、性器や性交を見せる 等

(4) 児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母によるものが989件（前年度比61件減）、実父によるものが905件（同19件減）となっており、実父母によるものが全体の9割以上を占めています。

構成比については、実母からの虐待の割合は減少したものの、実父からの虐待の割合は増加しました。また、実母以外の母親からの虐待及び実父以外の父親からの虐待については、全体の件数の減少に伴い、件数は減少しているものの、全体に占める割合は昨年度とほぼ同程度を占めています。これらは、再婚（事実婚含む）により、夫婦のいずれかと生物学的には親子関係のない子どもがともに生活する、いわゆるステップファミリーなど、家族形態の多様化が進んでいることが要因と考えられます。

（単位：件、％）

主な虐待者 年度	実 父	実 母	実 父 以 外 の 父 親	実 母 以 外 の 母 親	そ の 他	計
令和6年度	905	989	107	5	45	2,051
構成比	44.1	48.2	5.2	0.2	2.2	100
令和5年度	924	1,050	123	7	58	2,162
構成比	42.7	48.6	5.7	0.3	2.7	100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(5) 被虐待児童の年齢

年齢別で見ると、6歳までの乳幼児期の件数は875件（42.7％）となっており、全体の約4割を占めています。また、次表の各年齢区分のとおりに、13歳未満の全ての年齢区分において心理的虐待の割合が最も多く、その中でも「0～2歳」の区分における割合が63.0％と最も多くなっています。

全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）において、0歳の子どもの虐待死亡事例が最も多く4割を超えており、3歳未満で6割を超える状況となっており、出産前から関係

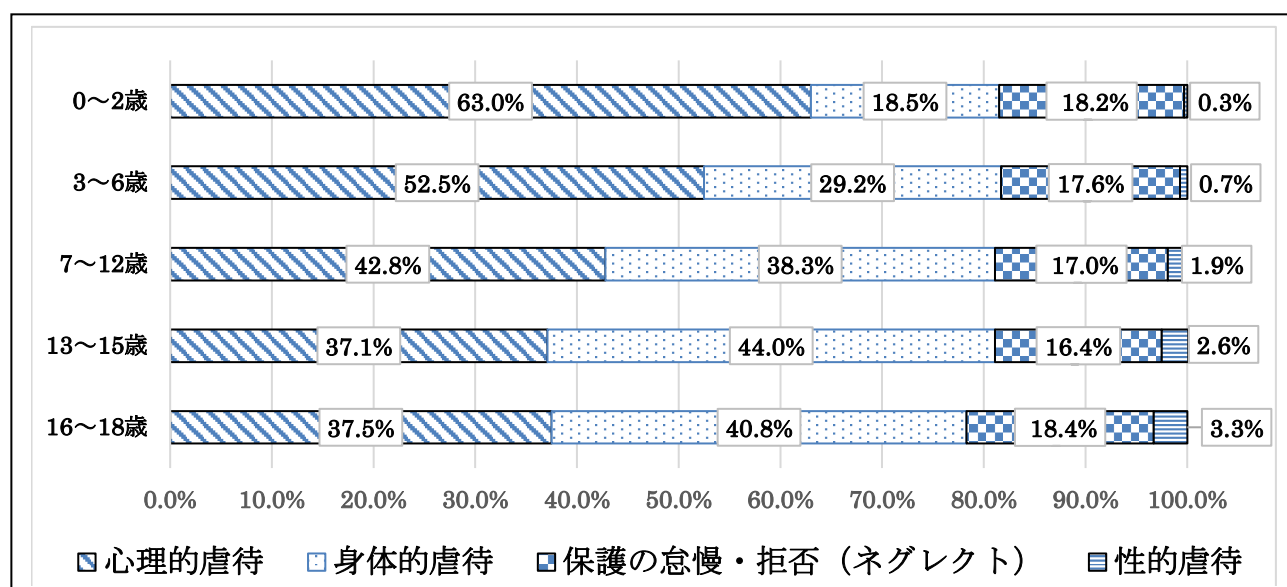
機関と市町母子保健部署等が連携して妊婦の支援につなげていく必要があるほか、産後ケアの充実、若年層に対する虐待予防の啓発などが重要です。

(単位：件、%)

年齢 年度	0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	計
令和6年度	330	545	676	348	152	2,051
構成比	16.1	26.6	33.0	17.0	7.4	100
令和5年度	343	578	738	348	155	2,162
構成比	15.9	26.7	34.1	16.1	7.2	100

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

<令和6年度 年齢別の種別割合>



※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(6) 児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇については、家庭分離が必要とされ、児童養護施設等への措置や里親への委託を行ったケースは56件（前年度比37件減）でした。家庭分離とならず、在宅における援助を行う場合には、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関とともに家庭を支援しています。

(単位：件)

処遇 年度	児童福祉施設入所	里親委託	面接指導	その他	計
令和6年度	48	8	1,921	74	2,051
令和5年度	84	9	1,974	95	2,162

(7)被措置児童等虐待の状況

児童福祉法に基づき、児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された場合には、その状況、講じた措置等を公表しています。

令和6年度において、被措置児童等虐待に該当した事案は2件でした。

(単位：件)

通告受理件数	調査件数	虐待該当件数
4	6	2

【虐待該当事案の概要1】

通告等の受理年月	令和6年2月
施設等種別	社会的養護関係施設
被虐待児童	男性1名
虐待の類型	心理的虐待
加害職員	男性
概要	施設の風呂場内で児童と職員が備品の使い方について口論になった際、職員が児童に対して大声で強く言ったり、扉を強く閉めたり、詰め寄る形になったりしたことにより、当該児童から別の職員に「怖かった」との訴えがあった。
講じた措置	入所児童及び職員に対して聴き取り調査 施設長からの聴き取り調査 当該児童への聴き取り調査 改善計画に基づく取組の確認（子どもの権利擁護に係る研修、入所児童への定期的なアンケート形式による聴き取りの実施、施設内虐待防止委員会の開催、他施設の権利擁護に関する取組を学ぶ）

【虐待該当事案の概要2】

通告等の受理年月	令和6年2月
施設等種別	障がい児施設等
被虐待児童	女性1名、男性3名
虐待の類型	心理的虐待（身体的拘束）、放棄・放置（ネグレクト）
加害職員	施設長ほか複数名
概要	令和3年度から令和4年度の感染症が流行している時期に静養室を正式な身体的拘束の手続きを経ず「施錠して」使用していた。 また、令和5年度には、非常ベルを押して、急に走り出すなどの多動がある児童に対して正式な手続きを経ず静養室を「施錠して」使用した。本来は、事前に個別支援計画の作成や重要事項説明書の説明の際に本人や家族に説明し、同意を得る必要がある。また、施錠時に記録として残し、その場合の利用者の様子も記録する必要があった。行動障がいのある方であれば、そのことも含めて個別支援計画に記載して対応が必要であった。

講じた措置	入所児童及び職員に対して聴き取り調査 施設長からの聴き取り調査 改善計画に基づく取組の確認（身体的拘束の禁止と、身体的拘束をやむを得ず行う場合の手続きの周知徹底、再発防止に向けた職員研修の充実等）
-------	--

※児童福祉施設等の種別について

里親等	小規模住居型児童養育事業及び里親
社会的養護関係施設	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
障がい児施設等	障がい児入所施設及び指定発達支援医療機関
一時保護施設等	児童相談所が設置する児童を一時保護する施設等

(8)一時保護、立入調査等の実施状況

虐待を事由として一時保護（委託を含む）対応した子どもは延べ507人で、令和5年度より2人減少しました。児童相談所における一時保護のほか、里親、児童福祉施設、医療機関等に対して一時保護を委託しており、関係機関と連携して子どものケアやアセスメントを行っています。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、警察への援助要請を4件実施しました。

相談事由別一時保護の対応状況

（単位：人、日）

事 由 年 度		養護相談		障がい	非行	育成	保健・ その他	計
		虐待	その他					
令和 6年度	延べ人数	507	230	7	53	5	5	807
	延べ日数	12,401	5,492	97	1,624	59	205	19,878
令和 5年度	延べ人数	509	253	4	18	14	5	803
	延べ日数	14,530	4,625	148	751	498	132	20,684

児童虐待の防止等に関する法律に基づく実施件数

（単位：件）

対応 年度	出頭要求	立入調査	臨検・ 搜索	援助要請	親権喪失 審判	親権停止 審判
令和6年度	0	0	0	4	0	0
令和5年度	5	0	0	4	0	0

3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

(1)「子どもを虐待から守る条例」取組体系

※改正前「子どもを虐待から守る条例」に基づく取組体系です。

子どもを虐待から守る条例

基本的な考え方（第3条）

- ・虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。
- ・虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。
- ・子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。
- ・県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

未然防止（第2章関係）

地域社会の理解と協力の推進

地域における子育て支援の充実

早期発見及び早期対応（第3章関係）

アセスメントの推進

関係機関との連携

相談窓口の設置

保護及び支援（第4章関係）

里親等への委託推進

施設の体制整備

子どもの権利擁護、自立支援

子どもを虐待から守るための体制の整備（第5章関係）

虐待防止啓発の取組

児童相談所の体制・機能の強化

市町の体制・機能の強化支援

職員の相談援助技術の向上

(2)未然防止(第2章関係)

① 地域社会の理解と協力の推進

企業・団体等さまざまな主体が参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、子どもの育ち・子育て家庭を応援する活動を行う会員の相互支援の取組について検討を進めるなど、地域全体で子育て家庭を応援する気運を高める取組を進めました。

○「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数 1,633会員
(令和7年3月31日現在)

○子育て家庭応援クーポンへの協賛店舗数 2,504店舗(令和7年3月31日現在)
企業等の協力を得て、18歳未満の子どもがいる世帯及び妊娠中の方がいる世帯に対し、県内のスーパーマーケットや飲食店などの協賛店で割引やサービス等の特典が受けられる子育て家庭応援クーポンの普及に取り組んでいます。

○家庭教育を応援する取組

市町やPTA安全互助会と連携して、妊娠期から学齢期の子を持つ保護者同士が子育てに関するさまざまな悩みや思いを語り合い、その中で気づきを得たり学んだりすることができるワークショップを開催し、保護者同士のつながり作りに取り組みました(ワークショップ16回実施、946人参加)。

また、ホームページ「みっふる広場」の充実に向けて、前年度に引き続き「家庭教育応援Web講座」として家庭教育の分野で活躍している方のコラムを掲載しました。

② 地域における子育て支援の充実

○市町の放課後児童対策に対する支援

放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や運営の支援を行うとともに、多くの地域住民の参画を得て、放課後等に児童が多様な学習や体験活動等を行えるよう、放課後子ども教室を設置する市町を支援しました。

放課後児童クラブは、令和7年5月1日現在、県内に442か所、放課後子ども教室は、令和7年3月31日現在、県内に73か所設置されています。

○ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員となって、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。

仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的として、ファミリー・サポート・センター事業を実施する市町に対して補助を行いました。

令和7年3月31日現在、県内28市町においてファミリー・サポート・センターが運営されています。

○子育て支援センター

子育て支援センターは、地域において子育て親子が交流を行う場で、県内全市町に設置されています。

この場を利用して子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する市町に対して補助を行いました。

○乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、市町が生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を全て訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業で、県内全市町が実施しており、市町に対して事業費の補助を行いました。

○養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、市町が支援の必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うなど、適切なサービス提供につなげる事業で、県内全市町が実施しており、市町に対して事業費の補助を行いました。

【今後の課題】

児童虐待が起こる原因として、育児不安などの生活のストレス、予期しない妊娠、社会的に孤立化し援助者がいないといったリスクが指摘されています。育児に不安を持つ保護者が的確な支援を受けられるよう、①妊娠期からの切れ目ない支援、②里親制度などの案内、③相談機関窓口の周知を進める必要があります。

(3) 早期発見及び早期対応(第3章関係)

① アセスメントの推進

○アセスメントの見直し

令和5年5月に児童相談所が関与していた児童が死亡する事例が発生し、第三者による検証委員会からの提言を受け、妊娠・出産期の課題の把握ができるよう、現行のリスクアセスメントシートの見直しを行いました。また、状況変化に応じたリスク再評価を確実に実施するため、一時保護の機会を見逃さないリスク再評価を行いました。

② 関係機関との連携

○要保護児童対策地域協議会

児童虐待にとどまらず、非行、障がい等を含めた要保護児童等に関する全般の対策を講じていく組織である市町要保護児童対策地域協議会は、県内全市町に設置されています。

令和6年度は、市町要保護児童対策地域協議会の運営体制の強化を図るため、市町アドバイザー派遣事業を実施し、13市町に専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行うとともに、さらなる運営力向上につながる研修を市町職員等向けに開催しました。

また、市町要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を支援し、広域的な課題に対応すること等を目的に、三重県要保護児童対策協議会を設置しており、要保護児童等に関する情報交換を行いました。

○児童虐待対応協力基幹病院連絡会議

要保護児童等の早期発見や適切な支援を目的に県内11病院が参加し、医療機関における児童虐待防止に向けた取組状況等について情報交換を行いました。

③ 相談窓口の設置

○「こどもほっとダイヤル」

「三重県子ども条例」に規定する「子どもからの相談に対応する窓口」として、平成24年2月から子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の運営を行っています。

令和6年度は372件の相談があり、人間関係を中心としたさまざまな内容について相談が寄せられています。

虐待の相談を受けた場合、本人の同意を得た上で児童相談所へ通告するなど、早期対応を図っています。

【こどもほっとダイヤルの概要】

- ・実施機関（県から委託）

NPO法人チャイルドヘルプラインMIEネットワーク

- ・電話番号 0800-200-2555（県内通話無料）

- ・対象 県内の18歳未満の子ども

（18歳以上でも高校生など18歳未満の子どもと同じような環境にある子どもであれば対象となります。）

- ・受付時間 毎日午後1時～午後9時（12月29日～1月3日を除く）

○「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」

予期せぬ妊娠を契機とした乳幼児への虐待を未然に防止するため、平成24年11月から専用の電話相談窓口「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」の運営を行っています。

令和6年度は141件の相談があり、予期せぬ妊娠等に悩む方の相談に対応しました。

また、若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、令和2年6月からSNS相談窓口を開設し、令和6年度は641件の相談に対応しました。

【妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』の概要】

- ・実施機関（県から委託）

NPO法人MCサポートセンターみつくみえ

相談員：助産師、看護師等の医療専門職

- ・電話番号 090-1478-2409
- ・相談日 月・水曜日 午後3時～6時
土曜日 午前9時～12時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)
- ・SNS相談 「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」

○「子どもを虐待から守る家」

「子どもを虐待から守る条例」第13条第3項（改正前）の規定に基づく「子どもを虐待から守る家」の指定件数は、令和7年3月31日現在で220件となっています。

子どもを虐待から守る家



<子どもを虐待から守る家シンボルマーク>

○親子のための相談LINE

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭が児童相談所等により相談しやすくなることを目的に、令和5年2月からSNSを活用した全国一元的な相談の受付が開始されました。令和6年度は、266件の相談に対応しました。

【親子のための相談LINEの概要】

- ・受付曜日 平日（祝日及び年末年始を除く）
- ・受付時間 午前10時～午後8時

【今後の課題】

全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）のうち、子どもの年齢は0歳が最も多く、3歳未満で6割を超える状況であり、主たる加害者は実母が最も多くなっています。

妊娠期・周産期における課題としては、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健康診査未受診」などが高い割合を占めていることが挙げられており（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」より）、妊娠期や出産直後から支援が必要な家庭の適切なアセスメントや相談しやすい体制の充実が求められています。

また、物価高騰など、子どもや家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっており、さまざまな状況にある子育て世帯を包括的に支援するために必要な体制強化やサー

ビスの充実のほか、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、悩みを抱える家庭がより相談しやすい環境を整備していく必要があります。

(4) 保護及び支援(第4章関係)

① 里親等への委託推進

平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、家庭養育優先原則に基づく社会的養育の推進について定められました。児童が家庭において健やかに養育されるよう、まずは保護者を支援しますが、家庭における養育が適当でない場合には、里親家庭やファミリーホームなど、「家庭における養育環境と同様の養育環境」で養育されるよう、必要な措置を講ずることが求められています。令和 6 年度は里親等委託のさらなる推進のため、次の取組を実施しました。

- 里親制度の普及啓発や里親リクルートのため、里親会や里親支援専門相談員、NPO、市町と協働し、里親シンポジウム、里親説明会、里親出前講座などを開催しました。また、市主催イベントでの里親啓発ブース設置、市役所・町役場でのポスター掲示や里親制度啓発のイベント等のチラシ設置、特設サイトへの三重県情報の掲載（こども家庭庁の支援事業）、市町広報誌や県政だよりみえ、子育て情報誌等への里親記事掲載などの啓発活動を行いました。
- 里親登録希望者を対象に、里親登録前研修を実施しました（3回）。また、里親の養育力と資質の向上を目的として、登録中の里親を対象とした養育里親更新研修（2回）、専門里親更新研修（2回）を実施しました。このほか、三重県里親会、三重県児童養護施設協会、児童委員、学識経験者等で構成する里親委託推進委員会を開催し（3回）、里親制度のより一層の推進を図るため、議論を深めました。
- 里親のリクルートから、里親の研修、委託中の養育支援まで一貫した里親支援を行う体制を整えるため、北勢児童相談所、中勢児童相談所（鈴鹿児童相談所管内を含む）、伊賀児童相談所及び南勢志摩児童相談所の管内に民間フォスタリング機関を設置（社会福祉法人に委託）しました。フォスタリング機関の実施内容（里親啓発リクルート事業、里親研修トレーニング事業、里親委託推進等事業、里親訪問等支援事業）は各機関により異なりますが、それぞれの管内の児童相談所や里親支援専門相談員と連携しながら、里親等委託の推進に向けて取組を進めました。
- 「子どもの家庭養育推進官民協議会」において、自治体と民間団体との連携により、養子縁組・里親制度の普及啓発や研修会を実施し、家庭養育優先原則による社会的養育の実現に向けた取組を迅速かつ確実に実施できるよう、国へ政策提言を行いました。

② 施設の体制整備

- 地域小規模児童養護施設と乳児院における小規模グループケアの運営については、措置費加算により改善されつつありますが、乳児院においては、国の基準を超える職員加配等に係る経費に対して補助を行っており、令和6年度は3施設において職員体制の強化が図られました。
- 地域に密着したきめ細かな子育て相談を行う児童家庭支援センターと児童相談所等の関係機関がより一層連携を深めるため、関係機関による連絡会議を開催しました。
- 県内の児童養護施設等の一時保護専用施設5か所において、一時保護児童の受入れを行いました。
- 児童養護施設と乳児院に対して、タブレット端末等の活用による情報の共有化やペーパーレス化などICT化の推進に必要な経費の補助を行い、業務負担の軽減を図りました。

③ 子どもの権利擁護、自立支援

- 児童養護施設等の退所者の円滑な自立を支援するため、就職や進学に係る家賃相当額や生活費の貸付を行いました。
- 児童養護施設の入所措置や里親等の委託が解除された者等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な者に対しては、引き続き児童自立生活援助事業所において支援を行いました（令和4年改正児童福祉法により年齢制限の撤廃と支援実施場所が拡充されたことで、里親やファミリーホームで引き続き措置解除後も支援を受けることが可能となりました）。
- 自立支援コーディネーターを配置し、児童養護施設等の退所予定者に対して支援計画を作成し、退所後の就労や生活支援につなげ、切れ目のない支援体制を整備しました。
- 児童養護施設入所児童や里親・ファミリーホーム委託児童を対象に、子どもが自らの権利を知ることができるよう子どもの権利ノートを配付し、子どもが権利の主体であることや、守られる権利等について伝えています。また、児童養護施設入所児童と里親・ファミリーホーム委託児童及び児童自立支援施設入所児童を対象とした電話相談・手紙相談の窓口を児童相談支援課内に設置しています。
- 子どもの権利擁護プログラムである「CAP（Child Assault Prevention）等プログラム」研修を児童福祉施設職員等を対象に開催し（30人参加）、CAP等プログラムを児童養護施設3施設、児童自立支援施設1施設で実施しました。

○子どもの権利擁護を推進し、子どもの福祉に携わる者のアドボカシーの意識を高めるため、児童相談所や児童養護施設、ファミリーホーム、市町等の職員に対し、アドボカシー研修を開催しました。

○子どもの意見聴取等の仕組みを整備するため、アドボケイト（意見表明等支援員）を一時保護所や一時保護専用施設、児童養護施設、ファミリーホーム等に派遣し、子どもへの個別面談や意見表明などの支援を行いました。

【今後の課題】

今後も、「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」に基づき、施設職員の人材育成や施設の多機能化、社会的養護経験者への自立のための切れ目のない支援や子どもの権利擁護の推進に取り組んでいく必要があります。また、フォスタリング機関が里親支援センターにスムーズに移行できるよう支援していく必要があります。

(5) 子どもを虐待から守るための体制整備(第5章関係)

① 虐待防止啓発の取組

11月の子ども虐待防止啓発月間を中心に、市町、関係機関等の協力を得て以下の取組を実施しました。

○オレンジリボンキャンペーン

（公益財団法人三重こどもわかものの育成財団との共催事業）

- ・実施期間 啓発月間中
- ・場 所 県立みえこどもの城（松阪市）
- ・内 容
 - ①キックオフイベント「オレンジまつり」11月2日（土）
 - ②パネル展示
 - ③「オレンジポスト」の募集及び展示
 - ④啓発グッズの配布

○オレンジリボンツリーの一斉展示、オレンジリボンの着用（市町協働企画）

- ・実施期間 啓発月間中
- ・内 容

子ども虐待防止を訴えるオレンジ短冊等を吊るしたオレンジリボンツリーを県及び各市町の庁舎等に設置するとともに、子ども虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを着用し、来庁者への啓発を行いました。

○「県政だより みえ」での情報発信

- ・実施期間 啓発月間中
- ・内 容

「県政だより みえ」（11月号）で、虐待防止啓発月間や全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」等の相談窓口を紹介しました。

② 児童相談所の体制・機能の強化

○民間との協働によるモニタリング

津市、四日市市、三重郡及び東紀州地域に加え、令和6年4月からは桑員地域、松阪地域及び伊賀地域も対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体との協働により行い、児童相談所の的確なケースマネジメントに取り組みました。

○外国語通訳・翻訳の推進

児童相談所における外国につながる子どもの相談について、派遣通訳に加えて、24時間多言語対応での電話及びウェブ会議システムを活用した通訳により対応するとともに、北勢児童相談所及び鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、児童・家庭への通訳立ち合いや家庭訪問に同行するなど、児童虐待の未然防止や再発防止に努めました。

○三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会の開催

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問・報告等を行いました。

③ 市町の体制・機能の強化支援

○市町児童相談体制の強化支援

市町への支援については、市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「市町児童相談体制（構築）等強化確認票」を活用して、市町との定期協議を実施しています。令和6年度も引き続き定期協議を実施し、前年度からの改善状況の確認や課題解決に向けた取組等について協議を行いました。

また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー（指導者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

○こども家庭センターの設置・運営支援

これまでの「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が有してきた児童福祉・母子保健の両機能を一体化した、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行う「こども家庭センター」の開設や運営の支援に向け、市町との定期協議等を通じて助言を行いました。

また、「こども家庭センター」の業務マネジメントを担う「統括支援員」を対象とした実務の向上につながる研修や意見交換を実施するとともに、同センターの役割の一つであり、令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、令和6年度から新たに市町の業務の一つとして求められるサポートプラン作成に関する研修の実施など、市町の児童相談体制のさらなる強化につながる支援に取り組みました。

なお、令和6年度末時点で、「こども家庭センター」は15市町に設置されています。

④ 職員の相談援助技術の向上

児童相談所職員のさらなる人材育成に向け、経験年数や職階に応じた研修の実施などを体系的に整理した「三重県児童相談所職員人材育成計画」を令和7年2月に策定しました。また、市町職員の人材育成については、「こども家庭センター」の統括支援員及び市町要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修を実施するなど、市町職員向け研修の充実を図るとともに、児童相談所職員対象の研修にも参加を促すなど、積極的に支援を行いました。さらに、関係機関や民間団体からの依頼に応じて職員を研修講師として派遣し、児童虐待防止に向けた意識の向上や啓発に努めています。

○関係機関との連携・協力

警察と児童相談所による児童虐待事案に係る合同研修を実施しました。

○被害事実確認面接（協同面接）の実施

被害児童の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による協同面接を実施しました。

○要保護児童対策地域協議会調整担当者研修会の開催

- ・実施日 令和6年4月～6月の間で7日間
- ・内 容 要保護児童対策地域協議会の運営
社会的養護による自立支援と市区町村の役割
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク 等

○市町児童福祉担当職員情報交換会の開催

- ・実施日 令和6年7月12日
- ・内 容 「こども家庭センター」運営事例報告
要保護児童対策地域協議会運営等に関する情報交換 等

○児童相談担当職員研修会の開催

・実施日及び内容

令和 6 年 9 月 10 日 テーマ別研修（神経発達症群・感情爆発の障害）

令和 7 年 1 月 21 日 要対協運営力向上研修会

令和 7 年 2 月 12 日 児童相談スキルアップ研修会

令和 7 年 2 月 17 日 テーマ別研修（虐待を受けた子どもに対する理解と
対応）

令和 7 年 2 月 26 日 テーマ別研修（発達障がい児と家族への支援）

○児童福祉に関する指定講習会の開催

・実施日 令和 6 年 7 月～9 月の間で 5 日間

・内 容 児童福祉論、児童虐待援助論
市町児童家庭相談援助論 等

○研修会講師派遣

教育委員会、警察、民間団体などからの依頼により、研修会への講師の派遣を行いました。

【今後の課題】

令和 4 年改正児童福祉法や、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和 4 年 12 月 15 日）」等に基づき、児童福祉司・児童心理司等の人材確保、児童相談所への専門職の配置、「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づく体系的な職員の人材育成の推進、市町における「こども家庭センター」の設置促進に向けた支援などを適切に進める必要があります。

また、県全体の児童相談対応力を高めるため、児童相談の第一義的窓口である市町の人材育成をさらに支援していく必要があります。

参 考

○子どもを虐待から守る条例

平成十六年三月二十三日
三重県条例第三十九号

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 未然防止（第十一条）

第三章 早期発見及び早期対応（第十二条—第十五条）

第四章 保護及び支援（第十六条—第二十条）

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第二十一条—第二十九条）

第六章 雑則（第三十条—第三十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、三重県子ども条例（令和七年三重県条例第四号）の理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方を定め、県、市町、県民、保護者及び関係機関等の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条に規定する児童をいう。

二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。

三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

四 関係機関等 学校、幼稚園、児童福祉施設、保育所、認定こども園、医療機関、警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下この号において同じ。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び児童委員、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）で使用する用語の例による。

（基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。

2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因

により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。

3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

(市町の責務)

第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。

(市町との協働)

第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

(県民の責務)

第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にのっとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。

(保護者の責務)

第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。

2 保護者は、子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

3 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。

(関係機関等の責務等)

第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、自主的かつ主体的に子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。

2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払い、その早期発見に努めなければならない。

3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町又は児童相談所等に通告しなければならない。

4 前項の通告を受けた市町又は児童相談所等は、子どもを虐待から守るため、的確に相互の情報を共有するものとする。

(県、市町及び関係機関等の連携)

第九条の二 県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見及び早期対応に努めなければならない。

2 県、市町及び関係機関等は、子ども又は家庭のあらゆる相談に対応するため、相互に連携し、子ども及び家庭が適切な支援を受けられるよう努めなければならない。

(地域社会の役割)

第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

第二章 未然防止

(妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組)

第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。

2 市町及び関係機関等は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。

3 第一項の助言、援助又は協力は、市町及び関係機関等において、困難を抱える妊婦、特定妊婦その他妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者を必要な支援につなげる取組が推進されるよう行わなければならない。

4 県は、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談窓口等の情報提供を行うものとする。

5 県は、医療機関及び市町その他関係機関等と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、医療を受ける機会を確保させるための啓発活動、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

6 市町は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳児若しくは幼児に対する健康診査を受診しておらず、かつ、当該乳児若しくは幼児の安全の確認ができない場合又は市町が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の安全の確認ができない場合には、児童福祉法第十条第二項の規定により、児童相談所に技術的援助及び助言を求めるものとする。

7 市町は、前項の規定により、技術的援助及び助言を受けた後も、子どもの安全の確認ができない場合は、法第八条第一項第二号の規定により、児童相談所長（知事からの権限の委任を受けた場合を含む。以下同じ。）に通知するものとする。

第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査（当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者の調査を含む。）を行い、対面により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。ただし、市町又は関係機関等が対面により、当該子どもの安全を確認した場合は、この限りでない。

2 児童相談所長は、前項の規定により、調査及び子どもの安全を確認するに当たっては、通告の内容に応じ、市町及び関係機関等と連携を図るものとする。この場合において、同項の通告の内容及び調査により、子どもの生命若しくは身体に重大な危険が生じるおそれ又は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察と十分な連携を図らなければならない。

3 第一項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者及び当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

4 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護（法第八条第二項第一号の規定による一時保護をいう。以下同じ。）を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。

5 児童相談所長は、一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求等、法第九条第一項の規定による立入調査等及び臨検等（法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。）について権限を行使する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。

6 児童相談所長は、第一項の規定により安全を確認しようとする場合、第四項の規定により一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合又は前項の規定により権限を行使しようとする場合には、法第十条第一項の規定により当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

7 児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定により必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。

（通告等に係る体制の整備等）

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援)

第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力（法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。）が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報を共有し、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、その成長過程に応じた情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。

2 県は、前項の支援を実施するに当たっては、子どもの利便性の向上を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により、その時々の子どもの新たな習慣及び生活様式に適応した相談体制を整備するものとする。

第四章 保護及び支援

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健やかな成長を支援するためのサポートプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。

2 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもが、一時保護を解除されたとき又は一時帰宅するときは、再び虐待を受けることがないように、市町及び関係機関等と連携し、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該一時保護が、第十二条第二項後段の規定により、警察と連携した事案に係るものであるときは、警察と情報を共有し、十分な連携を図るものとする。

3 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。

(虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するため又は虐待の再発を防ぐための指導の徹底及び必要な継続的支援に努めなければならない。

(権利の擁護)

第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。

2 県は、前項の対応を行うに当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、子どもが安全に安心して意見を表明できるよう、必要な体制を整備するものとする。

(社会的養育及び自立支援)

第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、虐待を受けた子どもが自立した後においても、地域社会の中でつながりを持ち安心して生活を送ることができるよう、その成長の過程において必要な支援を実施するものとする。

3 県は、市町及び関係機関等と連携し、児童養護施設等を退所した者の実情の把握に努めるとともに、その生活及び就労に対する相談体制の整備を図るものとする。

(転居時の情報共有)

第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。

2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するとの情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進

(警察との連携)

第二十一条 県は、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、警察と虐待に係る情報を的確に共有し、虐待防止のため連携するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく連携体制を整備するに当たっては、必要に応じて警察本部長と協定を締結するものとする。

(医療機関との連携)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備)

第二十三条 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。

2 県は、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、助

言及び必要な支援を行うものとする。

(在宅における支援体制の整備)

第二十四条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、市町、関係機関等及びその家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

(推進計画)

第二十五条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的に推進するための計画（次項において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 妊産婦及び子育て家庭への支援に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(子ども虐待防止啓発月間)

第二十六条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年五月及び十一月とする。

3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力するよう努めなければならない。

(人材の養成等)

第二十七条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。

2 県は、前項の規定に基づく取組を実施するに当たっては、体系的かつ計画的に研修を行うものとする。

3 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、連携して効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

4 県は、法第四条第五項の規定に基づく分析並びに調査研究及び検証の結果を、児童相談所、市町及び関係機関等において職務に従事する者の研修に十分活用する等により、虐待による死亡事例等の重大事例の再発を防止するための取組を積極的に進めるものとする。

(調査研究等)

第二十八条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

(財政上の措置)

第二十九条 県は、子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第六章 雑則

(秘密の保持)

第三十条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。

2 関係機関等は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。

(年次報告)

第三十一条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二十八日三重県条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二十四日三重県条例第十八号）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第二十一条第一項の規定による指定を受けているものは、この条例による改正後の第十三条第三項の規定による指定を受けたものとみなす。

附 則（令和七年七月一日三重県条例第四十二号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の子どもを虐待から守る条例第十三条第三項の規定により指定を受けた住宅等については、なお従前の例による。